

原発メーカー訴訟原告団・第4回総会議事録

総会開催日時： 2019年6月15日(土)18時30分から20時30分

開催場所：東京ウィメンズプラザ視聴覚室A

1)開会宣言：司会 太田胤信

2)組織：司会 太田胤信

議長に福永正明氏、書記に笠優子氏、伊藤由美子氏を選任する。総会成立の確認：選挙管理委員会(松本英治、小西辰男)

原告の総数は674名。総会成立の要件は規約により原告の総数の5分の1であるので、134名である。出席者19(最終的に21)名。委任状317名。合計336(338)名であるので、総会は成立していることを確認する。

3)議事：

議長より議事進行は議案の題について、その都度説明しながら進める旨説明された。

【第1号議案】活動報告：

規約11条3の(3)事業報告及び収支決算に沿った議案として、大久保徹夫共同代表が報告した。

2018年11月1日から2019年4月30日までの活動報告を行い、残余財産は、今まで無償で精力的に訴訟を進めていただいた弁護団に感謝の気持ちとともに提供することにしたこと、弁護団は国家賠償請求訴訟の可能性を検討していることも報告された。

質疑応答を経て第1号議案を拍手をもって承認。

【第2号議案】会計報告・監査報告：

議長より規約11条3の(3)事業報告及び収支決算に沿った議案であること、監査報告に関しては、規約第14条4に沿って監査が行われ、会計監査人が第14条5に従って選任されたことが併せて説明された

及川譲詞会計担当世話人より2018年11月1日から、議案書発送の締め切りに合わせて2019年4月30日までの収支が報告された。

収支決算表について、ノーニュークス・ライブ等のイベントに際し予算の執行率は0%だ

が、出演者には島弁護士から出演料が支払われている旨補足説明があった。

会計監査報告：

小西辰男監査人より、規約 14 条第 2 項に基づき、2018 年 11 月 1 日から 2019 年 4 月 30 日までの監査である。2019 年 5 月 9 日に会計担当より資料を受け取り、5 月 14 日までに監査を行った。4 月 30 日、5 月 14 日の両時点で通帳と収支報告書は合っていたので、適正に執行されていることを確認したと報告された。

質疑に入り、海外の原告のため、ホームページに英語の情報を載せてはどうかとの提案があり、世話人より各国の原告には、国際郵便メールで通知するが、詳細は英語のサイトの URL を案内したいと回答された。

第 2 号議案は拍手をもって承認された。

【第 3 号議案】原告団の解散について：

議長より、本議案は規約第 11 条 3 の (2) 「解散および合併」の規定と、第 15 条 2 「解散および合併」の規定に従い、原告団解散について世話人共同代表 3 名の名前で提出されていると説明された。

続いて大久保共同代表より、原告団の主張が退けられた最高裁決定は到底受け入れられないが、三審制をとる日本の裁判制度上これ以上裁判闘争は続けられない、従って原告団と弁護団の関係を解消せざるを得ないと、原告団の解散が提案された。また今後は解散のための事務作業を行い、7 月 31 日をもって原告団の全活動を終了すること、活動結果であるホームページは 10 年間保持することが報告された。

質疑討論では、アメリカで係争中の「ともだち作戦」の裁判の推移にも触れられ、GE にもう一押し of 反撃をしたかったとの意見や、最高裁決定への怒りの声が出された。また、組織問題への対応で世話人会、弁護団への感謝の言葉も述べられた。

弁護団からは最高裁の棄却理由が違法であることを根拠として、国賠請求を検討していることが述べられた。それについては次の 4 号議案の審議においても論議されたが、本訴訟とは全く別の訴訟であり、新たに原告を募って地裁段階から始まることになることと説明された。

議長が、第 3 号議案は規約 3 条の「目的」に書かれている裁判が終結したことを前提とした解散提案であることを再確認し、重要案件により挙手による採決を行った。結果、反対

ゼロ、全員の賛成により第3号議案は可決された。

【第4号議案】 残余活動資金の支出について：

議長が第4号議案は規約第15条2「会の解散の場合、共同代表は残余財産の処分方法についても併せて提案しなければならない」に基づく提案であることを説明。及川会計世話人より、解散に関して費消される資金を差し引いた残余金全額を、5年間無償で原告団と共に闘ってきた弁護団に感謝のしるしとして渡すことが提案された。

討論に先立ち、議長の要請で島弁護団共同代表から国賠訴訟に関する説明が以下のように行われた。

島弁護士：国あるいは公務員によって損害が起きた場合、国に対して賠償請求ができる。本訴訟は原賠法の違憲性を問うものであり、初めから最高裁で争うべき性質の裁判であった。最高裁の棄却理由の問題点は「原賠法は憲法に違反しないことは明らかだ」と言わず、「憲法違反を主張する裁判でないことは明らかだ」と言ったことにある。しかし、このようなケースで国賠請求をした前例はない。国賠請求の裁判を起こした場合、原賠法を直接訴える裁判ではなく、裁判所の態度や司法制度が機能していない状況を問題にすることになる。その場合、原告がモチベーションを維持できるかという点で迷いがある。タイムリミットは決定から3年以内である。

島弁護士の説明を受け、国賠請求への対応をふくめ、原告団解散後の各原告の活動のあり方についての意見交換は、総会閉会後の交流会にて行うこととした。

さらに残余金の使途と裁判記録をどのような形で残すかをめぐり討議が行われた。記録については活字によるものを望む声もあったが、膨大な量であることや編集には専門知識が必要で人員確保は困難であることから、世話人会の提案通りホームページに残すこととなった。他の裁判の経験者から、既刊のニュースレターの合本として活動記録をまとめたものは作ることが出来たが、裁判記録はホームページに残したことが参考として紹介された。

残余金の使途について、弁護団はどのように使うのかという質問が出たが、弁護団へ渡す金額は通常の弁護士謝礼から見たら実に微々たるものであり、原告側から拘束すべきではないという意見も出された。

採決にあたり議長から、「裁判記録に関してはホームページを充実させ、最後に出す通信については、十分に情報が伝達できるよう将来の方法も明記することを付帯する」、現時

点で額は不確定だが「残余金を弁護団への謝礼とする。その使途に関して原告団は拘束しない」ことを加えて採択することが諮られた。大久保共同代表より、総会委任状のコメント欄に沢山の意見が寄せられており、活動の第二ラウンドの可能性に期待する多くの人がいることが報告され、総会後の交流会で意見を出し合いたいと結ばれた。

第4号議案は拍手をもって採決され、原案が承認された。

【第5号議案】議事録承認に関する件：

議案作成当初に含まれていない事項を加え、本日の臨時総会の議事録は書記が作成し、世話人会で承認したうえで、5月1日から7月31日の収支報告と共に下記ホームページに掲載することが拍手で承認された。<http://nonukesrights.holy.jp/>

議長は第1号から第5号までの全ての議案を審議したことを宣言し臨時総会を終了した。